厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

有料老人ホームにおける 望ましいサービス提供のあり方 に関する検討会（第２回）	資料７
2025年4月28日	

有料老人ホームの現状と課題について（追加資料）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における職員・有資格者等の配置状況

住宅型有料老人ホームやサ高住における職員・有資格者の配置状況

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第1回）
令和７年４月１４日
資料３（p27を一部修正）

- **住まいに専従の職員を**配置している施設は、住宅型が49.5%、サ高住は61.3%であった。
- 専従の職員を配置している施設のうち、**介護の資格の有無**について、すべての職員が資格を保有している施設が約４割、職員の一部が資格を保有している施設は約５割であった。
- 介護の資格を有する職員がいる施設のうち、「介護福祉士」がいる施設は住宅型、サ高住ともに８割以上であった。また、「研修を受け、たんの吸引等の医療処置ができる介護職員」がいる施設は住宅型で28.8%、サ高住で21.4%あった。

図表 50　住まいの職員の配置状況

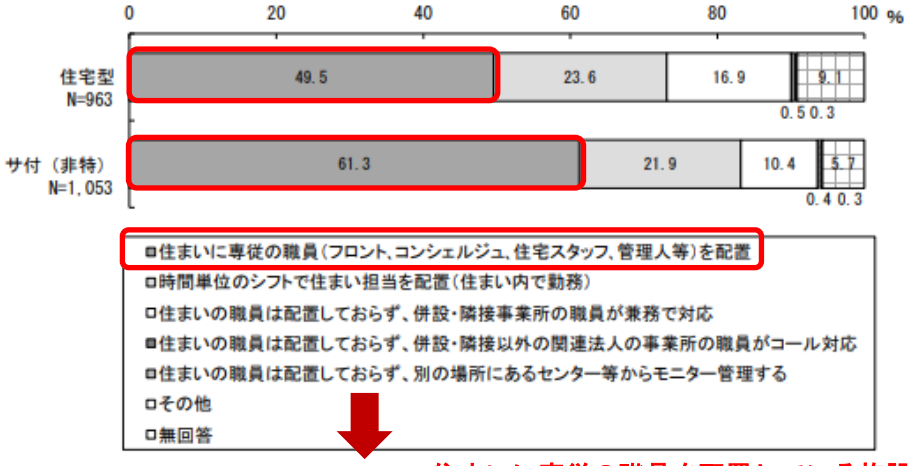

住まいに専従の職員を配置している施設のうち

図表 52　介護の資格を有する職員

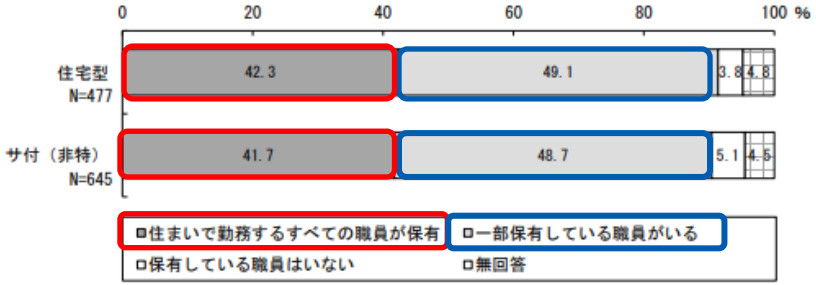

図表 54　うち介護福祉士
（介護の資格を有する職員がいない施設を除く）

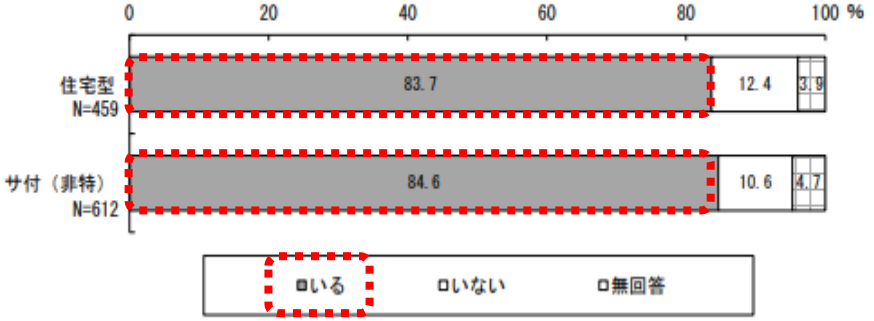

図表 55　うち研修を受け、たんの吸引等の医療処置ができる介護職員
（介護の資格を有する職員がいない施設を除く）

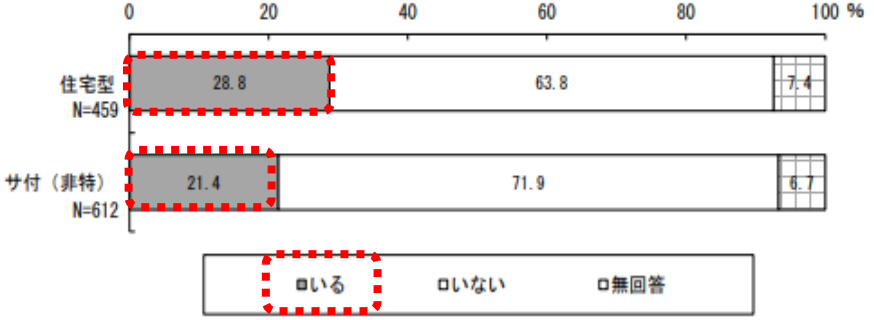

出典：令和６年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業」

看護職員の配置状況と医療処置を要する入居者の割合

- **看護職員の配置**については、住宅型では、専従の職員がいる施設は17.2%、兼務の職員がいる施設は40.5%であり、サ高住では、専従の職員がいる施設は12.4%、兼務の職員がいる施設は24.4%であった。
- 住宅型有料老人ホームにおいて、医療ケアを要する入居者の割合が15%以上を占めるホームは、専従の看護職員がいるホームで22.3%、兼務の看護職員がいるホームで19.7%、いずれもいないホームで12.2%だった。
- サービス付き高齢者向け住宅において、医療ケアを要する入居者の割合が15%以上を占めるホームは、専従の看護職員がいるホームで13.7%、兼務の看護職員がいるホームで17.5%、いずれもいないホームで6.6%だった。
- 医療ケアを要する入居者がいないホームは、いずれの類型も、専従の看護職員がいるホームの方が、看護職員がいないホームよりも少なかった。

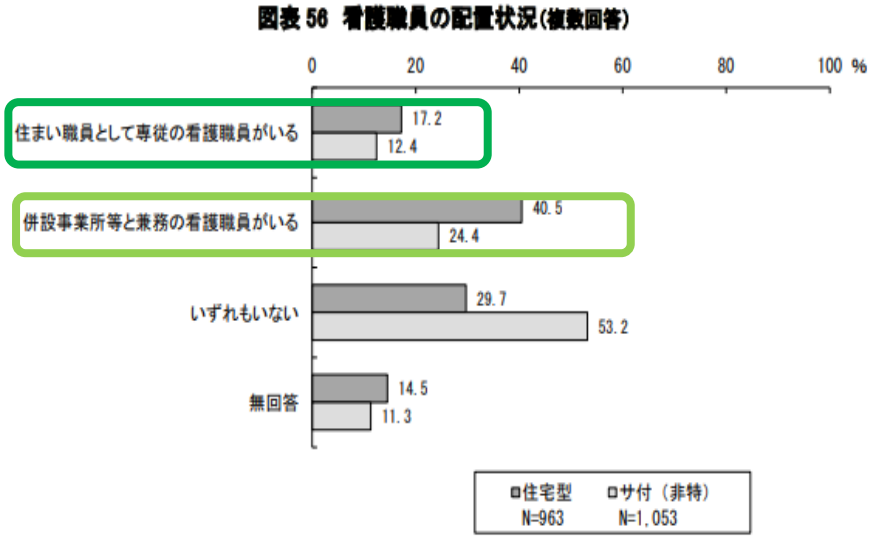

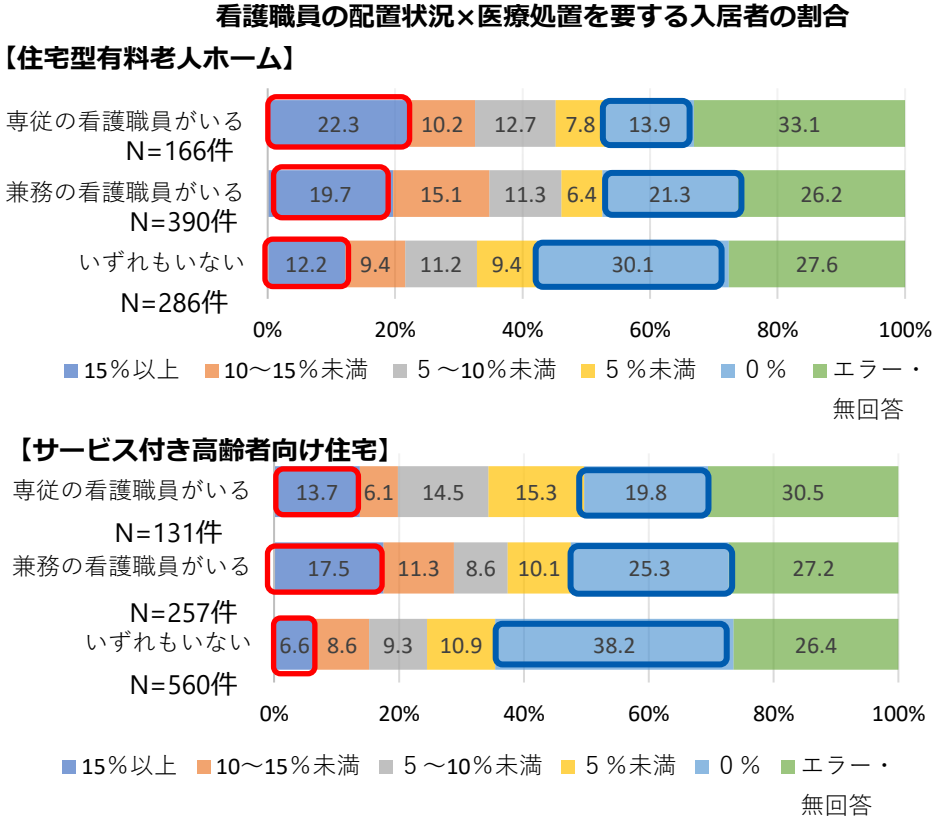

出典：令和６年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業」

看護職員の配置状況と要介護度別入居者数（人数積み上げ）

- 住宅型有料老人ホームにおいて、要介護３以上の入居者数が占める割合は、専従の看護職員がいるホームで54.0%、兼務の看護職員がいるホームで59.0%、いずれもいないホームで52.5%だった。
- サービス付き高齢者向け住宅において、要介護３以上の入居者数が占める割合は、専従の看護職員がいるホームで39.1%、兼務の看護職員がいるホームで43.4%、いずれもいないホームで30.9%だった

看護職員の配置状況×要介護度別入居者数（人数積み上げ）

【住宅型有料老人ホーム】

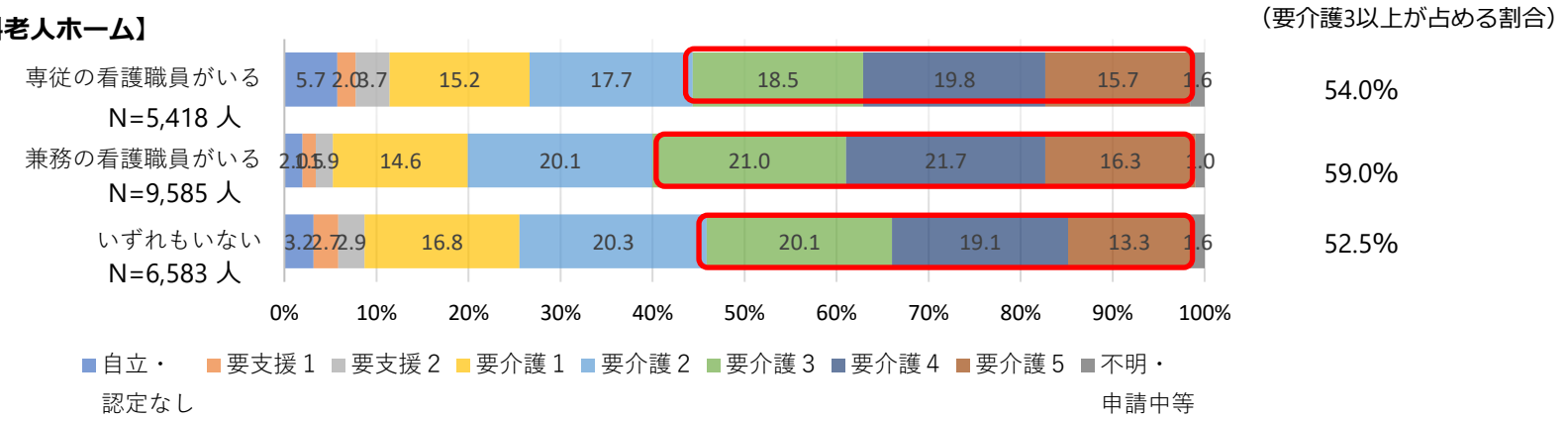

【サービス付き高齢者向け住宅】

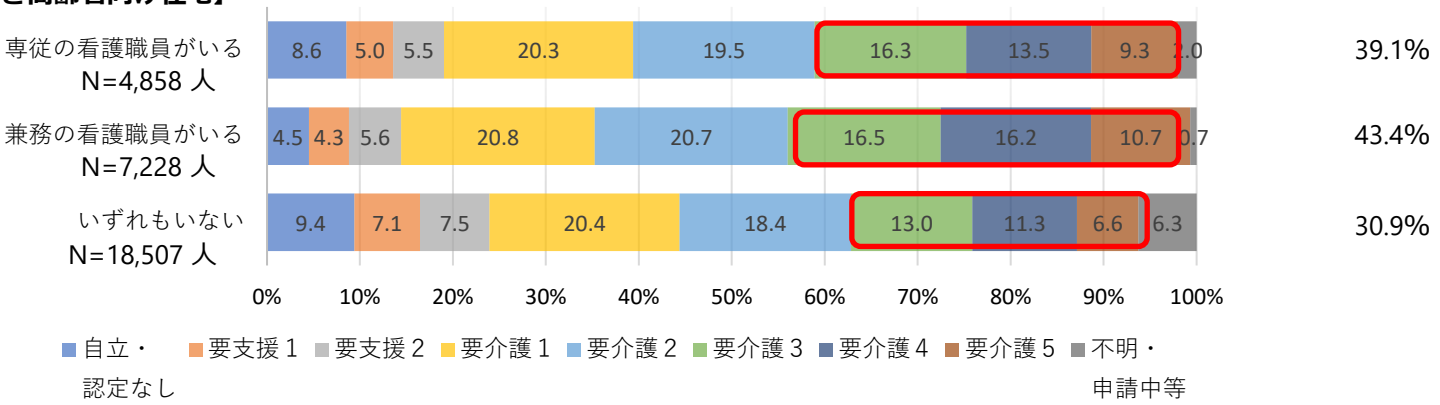

出典：令和６年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業」

- 住宅型有料老人ホームにおける高齢者虐待の現状等

虐待の発生時間帯と住宅型有料老人ホームでの虐待類型（令和6年度調査結果）

- 高齢者虐待が発生した時間帯は、「時間帯によらない」の44.7%に次いで、「夜間」が36.6%であった。
- 虐待類型別にみると、「心理的虐待」が50.0%、「身体的虐待」が36.4%、「夜間帯」に発生している。
- 住宅型有料老人ホームでは、身体的虐待が265件と最も多く、次いで、「心理的虐待」と「介護等放棄」が69件ずつとなっている。

【参考表４：発生時間帯×虐待類型】

		早朝（起床前後～朝食）	日中（朝食後～夕食）	夜間（夕食後～起床前）	時間帯によらない
身体的虐待あり（n=77）	人数	6	19	28	28
	割合	7.8%	24.7%	36.4%	36.4%
介護等放棄あり（n=83）	人数	0	4	26	55
	割合	0.0%	4.8%	31.3%	66.3%
心理的虐待あり（n=42）	人数	3	9	21	11
	割合	7.1%	21.4%	50.0%	26.2%
性的虐待あり（n=10）	人数	0	0	3	7
	割合	0.0%	0.0%	30.0%	70.0%
経済的虐待あり（n=12）	人数	0	1	0	11
	割合	0.0%	8.3%	0.0%	91.7%
身体拘束あり（n=40）	人数	2	4	10	26
	割合	5.0%	10.0%	25.0%	65.0%
全体（n=161）	人数	8	27	59	72
	割合	5.0%	16.8%	36.6%	44.7%

※一人の被虐待者が複数類型の虐待を受けている場合があるため、虐待類型ごとの人数は、各類型が当該被虐待者への虐待行為に含まれている人数を表す。

【住宅型有料老人ホームで発生した虐待の類型】

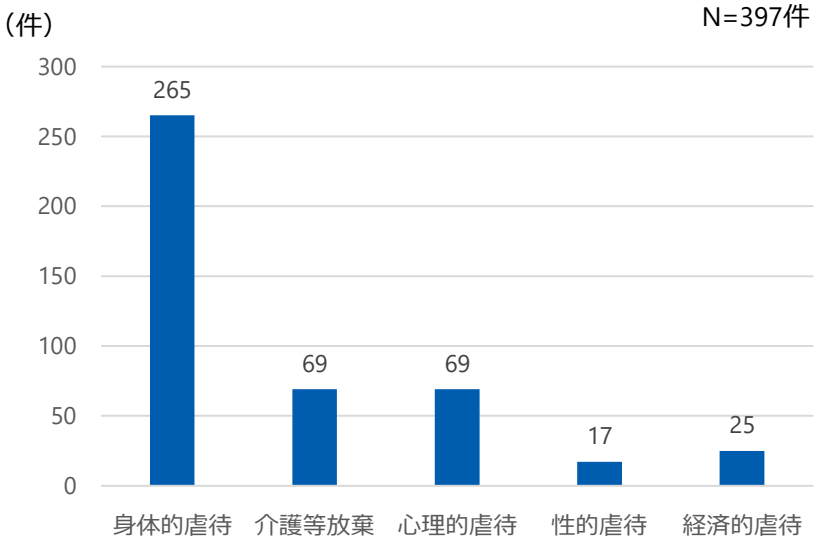

出典：令和6年度　高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書

- 利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

有料老人ホーム等の入居者に対する情報の開示について

- 有料老人ホームの設置者は、入居者等に対して、**当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容その他の便宜の内容、費用負担の額、その他の入居契約に関する重要な事項の開示が義務付け**られており、開示する場合は、書面により交付するものとされている（老人福祉法第29条第7項、老人福祉法施行規則）。

- その上で、法令上の義務とはされていないが、有料老人ホーム標準指導指針において、入居契約に関する重要な事項の説明は、「重要事項説明書」を作成し、契約締結前に十分な時間的余裕をもって、重要事項説明書及び入居契約書について説明を行うこととされ、その際には説明者・説明を受けた者の署名を行うこととされている。また、標準指導指針の別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとしている。

- なお、サービス付き高齢者向け住宅は、賃貸住宅の入居契約を締結するまでに、登録事項、入居契約の内容や、特定施設の指定を受けた場合はその情報、前払金等に関する事項等を書面で交付し、説明することが義務付けられている（高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則）。

参照条文等

有料老人ホーム

○　**老人福祉法（昭和38年法律第133号）**

第二十九条第七項　有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、**当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報**を開示しなければならない

○　**老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）**

第二十条の七　有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を**書面により交付する**ものとする。

第二十条の八　法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第二十条の五第十六号に規定する事項とする。

第二十条の五　法二十九条第一項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

十六　**入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額、その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書**

○　**有料老人ホーム設置運営標準指導指針**

12　契約内容等

⑷　重要事項の説明等

老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

一　入居契約に関する重要な事項を説明するため、**別紙様式に基づき「重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）を作成**するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添 1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添 2「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。

二　重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。

三　入居希望者が、**次に掲げる事項その他の契約内容について**十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について**説明を行うこと**とし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の**署名を行うこと。**

イ　設置者の概要

ロ　有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）

ハ　サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨

ニ　有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関係する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類

ホ　入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨

四　有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。

13　情報開示

⑴　有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第 29 条第 7 項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、**パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開**するものとし、求めに応じ交付すること。

参照条文等

サービス付き高齢者向け住宅

○ **高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）（平成13年法律第26号）**

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第十七条　登録事業者は、登録住宅に入居しようとする者に対し、**入居契約を締結するまでに**、登録事項その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、**これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。**

２　登録事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

○ **国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（抄）（平成23年厚生労働省・国土交通省令第２号）**

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十条　法第十七条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　入居契約が賃貸借契約でない場合にあっては、その旨

二　入居契約の内容に関する事項

三　登録事業者が第六条第十一号に該当する場合にあっては、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報

四　家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間

五　前号の期間中において、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合における家賃等の前払金の返還額の推移

有料老人ホーム等に関する情報の公表等について

有料老人ホームに関する情報の公表等

- 有料老人ホームの設置者は、ホームが提供する介護等や運営状況に関する情報を、**年に1回以上、都道府県知事等に報告**しなければならないこと、また、**都道府県知事等は、報告された有料老人ホームの情報を、利用者が容易に抽出でき、比較し、選択することができるよう、インターネット等の方法により公表しなければならない**と規定されている。（老人福祉法第29条第11項及び第12項）
- これに基づき、都道府県等においては、公表方法は一覧表を掲載する、各施設の重要事項説明書を掲載するなど様々であるが、それぞれのホームページ上に有料老人ホームに関する情報を公表している。
- また、**厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」において、介護事業所の情報を掲載・検索できる機能（介護事業所・生活関連情報）が設けられており、介護付き有料老人ホームについては、このシステムにおいて情報を検索し、把握することができる。（※１）住宅型有料老人ホームについても、令和３年９月より情報を掲載・検索できる機能を追加したところである。検索できる有料老人ホームは、令和７年４月１日全国で7,950件にとどまっている。（※２）**（令和５年６月末現在、届出済みの有料老人ホームは全国で16,543件）

（※１）介護事業所・生活関連情報の「介護事業所検索」においては、条件検索も可能。特定施設における検索条件は、次のとおり。
事業所の名称、所在地、事業所番号、法人種別、キーワード検索、郵便番号、住まいからの距離、外部サービス利用型の有無、空き・受入の可否、主な介護報酬の加算、短期利用特定施設入居者生活介護の提供の有無、居室タイプ、利用料の支払い方式、家賃(月額）、食費の有無、夜勤を行う看護・介護職員の人数、入居定員、第三者評価の有無、法人が都道府県内で実施する介護サービス、介護予防サービスの実施の有無

（※２）介護事業所・生活関連情報の「有料老人ホーム検索」に掲載されている件数。また、一部府県では、介護付き有料老人ホームは、（※１）に加え、「有料老人ホーム検索」にも掲載されている。なお、「有料老人ホーム検索」には、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は掲載されていない。また、「有料老人ホーム検索」には、条件検索機能がない。

- 介護サービス情報公表システム：https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

サービス付き高齢者向け住宅に関する情報の公表

- サービス付き高齢者向け住宅は、全国の事業者の登録情報を、一般社団法人高齢者住宅協会が運営する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」において公開するとともに、同システムにおいて、事業者が任意に入力した状況把握や生活相談サービス等住宅の運営に関する情報も公開。
  - サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム：https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp

都道府県による有料老人ホーム情報の公表例

ひと、くらし、みらいのために　本文へ　ホーム　お問合せ窓口　よくある御質問　サイトマップ　点字ダウンロード　サイト閲覧支援ツール起動(ヘルプ)　English

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更　標準　大　特大　調べたい語句を入力してください　検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら　国民参加の場

テーマ別に探す　報道・広報　政策について　厚生労働省について　統計情報・白書　所管の法令等　申請・募集・情報公開

ホーム＞ 政策について＞ 分野別の政策一覧＞ 福祉・介護＞ 介護・高齢者福祉＞ その他＞ 全国の有料老人ホームの一覧(住所地特例対象施設に限る)

全国の有料老人ホームの一覧(住所地特例対象施設に限る)

全国の都道府県・指定都市・中核市における「有料老人ホームの一覧(住所地特例対象施設に限る)」の公表について

市町村において、住民の転出入の際、入居先が介護保険の住所地特例の対象である有料老人ホーム（対象となるサービス付き高齢者向け住宅も含む。）であるかどうかを適切に把握できるようにする必要があることから、都道府県、指定都市、中核市においては、有料老人ホーム一覧表を作成の上、ホームページで公表していただくこととしています。

○ 全国の都道府県・指定都市・中核市のホームページリンクの一覧

※下表のうち、青字部分の都道府県等名をクリックすると、地方自治体の関連ページにつながります。
※都道府県の一覧には、管内の指定都市、中核市の有料老人ホームは含まれていません。

1	北海道	札幌市	旭川市	函館市			
2	青森県	青森市					
3	岩手県	盛岡市					
4	宮城県	仙台市					
5	秋田県	秋田市					
6	山形県						
7	福島県	福島市	いわき市	郡山市			
8	茨城県						
9	栃木県	宇都宮市					
10	群馬県	前橋市	高崎市				
11	埼玉県	さいたま市	川越市				
12	千葉県	千葉市	船橋市	柏市			

神奈川県の公表例

- 厚生労働省のホームページに、全国の都道府県・指定都市・中核市における「有料老人ホームの一覧（住所地特例対象施設のみ）」を公表している。
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yuuryou.html
- 神奈川県の場合、神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市以外）の有料老人ホーム一覧、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅一覧、及び未届け有料老人ホームの一覧を、ホームページ上で公表している。
- また、各ホームの重要事項説明書をダウンロードすることができる。

【神奈川県の公表例】

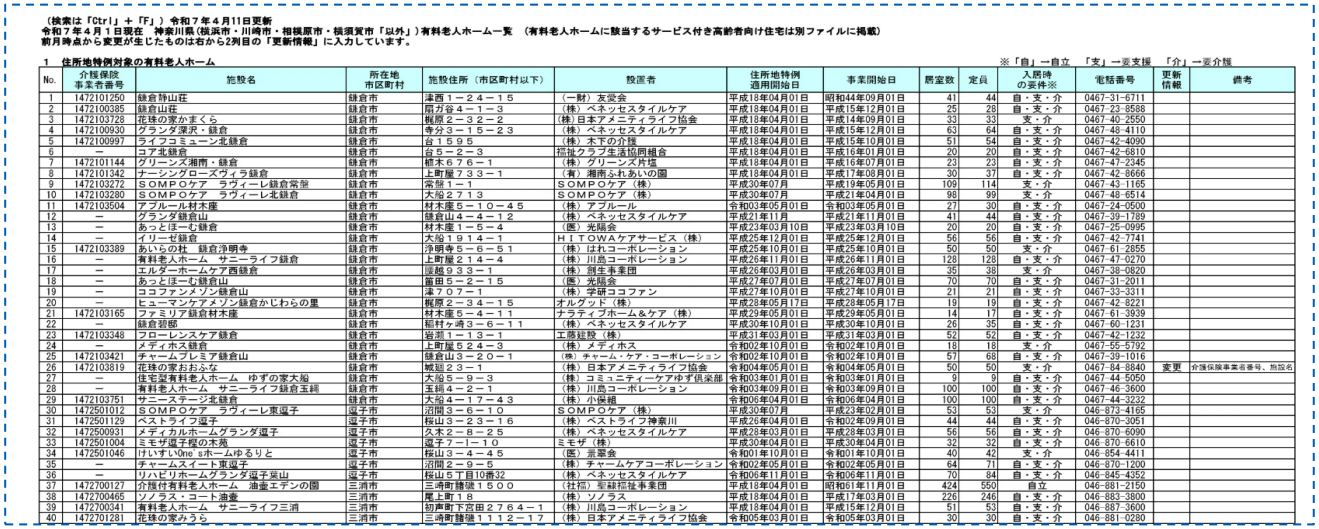

（検索は「Ctrl」＋「F」）令和７年４月11日更新
令和７年４月１日現在　神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市「以外」）有料老人ホーム一覧　（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は別ファイルに掲載）
前月時点から変更が生じたものは右から2列目の「更新情報」に入力しています。

1　住所地特例対象の有料老人ホーム

※「自」＝自立　「支」＝要支援　「介」＝要介護

No.	介護保険事業者番号	施設名	所在地市区町村	施設住所（市区町村以下）	設置者	住所地特例適用開始日	事業開始日	居室数	定員	入居時の要件※	電話番号	更新情報	備考
1	1472101250	鎌倉静山荘	鎌倉市	津西１－２４－１５	（一財）友愛会	平成18年04月01日	昭和44年09月01日	41	44	自・支・介	0467-31-6711		
2	1472100385	鎌倉山荘	鎌倉市	扇ガ谷４－１－３	（株）ベネッセスタイルケア	平成18年04月01日	平成15年12月01日	25	28	自・支・介	0467-23-8588		
3	1472103728	花珠の家かまくら	鎌倉市	梶原２－３２－２	（株）日本アメニティライフ協会	平成18年04月01日	平成14年09月01日	33	33	支・介	0467-40-2550		
4	1472100930	グランダ深沢・鎌倉	鎌倉市	寺分２－５１５－２３	（株）ベネッセスタイルケア	平成18年04月01日	平成15年12月01日	63	64	自・支・介	0467-48-4110		
5	1472100997	ライフコミューン北鎌倉	鎌倉市	台１５９５	（株）木下の介護	平成18年04月01日	平成15年10月01日	51	54	自・支・介	0467-42-4090		
6	－	コア北鎌倉	鎌倉市	台５－２－３	福祉クラブ生活協同組合	平成18年04月01日	平成16年01月01日	20	20	自・支・介	0467-42-6810		
7	1472101144	グリーンズ湘南・鎌倉	鎌倉市	植木６７６－１	（株）グリーンズ共墳	平成18年04月01日	平成16年07月01日	23	23	自・支・介	0467-47-2345		
8	1472101342	サービシングローズヴィラ鎌倉	鎌倉市	上町屋７３３－１	（有）湘南ふれあいの園	平成18年04月01日	平成17年08月01日	30	37	自・支・介	0467-42-8666		
9	1472103272	ＳＯＭＰＯケア　ラヴィーレ鎌倉常盤	鎌倉市	常盤１－１	ＳＯＭＰＯケア（株）	平成30年07月	平成19年05月01日	109	114	支・介	0467-43-1165		
10	1472103280	ＳＯＭＰＯケア　ラヴィーレ北鎌倉	鎌倉市	大船２７１３	ＳＯＭＰＯケア（株）	平成30年07月	平成21年04月01日	98	99	支・介	0467-48-6514		
11	1472103504	アプルール材木座	鎌倉市	材木座５－１０－４５	（株）アプルール	令和03年05月01日	令和03年05月01日	27	30	自・支・介	0467-24-0500		
12	－	グランダ鎌倉山	鎌倉市	鎌倉山４－４－１２	（株）ベネッセスタイルケア	平成21年11月	平成21年11月01日	41	44	自・支・介	0467-39-1789		
13	－	あっとほーむ鎌倉	鎌倉市	材木座１－５－４	（医）光陽会	平成23年03月10日	平成23年03月10日	20	20	自・支・介	0467-25-0995		
14	－	イリーゼ鎌倉	鎌倉市	大船１９１４－１	ＨＩＴＯＷＡケアサービス（株）	平成25年12月01日	平成25年12月01日	56	56	自・支・介	0467-42-7741		
15	1472103389	あいらの杜　鎌倉浄明寺	鎌倉市	浄明寺５－６－５１	（株）はれコーポレーション	平成25年10月01日	平成25年10月01日	50	50	支・介	0467-61-2855		
16	－	有料老人ホーム　サニーライフ鎌倉	鎌倉市	上町屋２１４－４	（株）川島コーポレーション	平成26年11月01日	平成26年11月01日	128	128	自・支・介	0467-47-0270		
17	－	エルダーホームケア西鎌倉	鎌倉市	深沢９３３－１	（株）晃生事業団	平成26年03月01日	平成26年03月01日	35	38	支・介	0467-38-0820		
18	－	あっとほーむ鎌倉山	鎌倉市	笛田５－２－１５	（医）光陽会	平成27年07月01日	平成27年07月01日	70	70	自・支・介	0467-31-2011		
19	－	ココファンメゾン鎌倉山	鎌倉市	津７０７－１	（株）学研ココファン	平成27年10月01日	平成27年10月01日	21	21	自・支・介	0467-33-3311		
20	－	ヒューマンケアメゾン鎌倉かじわらの里	鎌倉市	梶原２－３４－１５	オルグッド（株）	平成28年05月17日	平成28年05月17日	19	19	自・支・介	0467-42-8221		
21	1472103165	ファミリア鎌倉材木座	鎌倉市	材木座５－４－１１	ラティブホーム&ケア（株）	平成29年05月01日	平成29年05月01日	14	17	自・支・介	0467-61-3939		
22	－	鎌倉碧郷	鎌倉市	稲村ケ崎３－６－１１	（株）ベネッセスタイルケア	平成30年10月01日	平成30年10月01日	26	35	自・支・介	0467-60-1231		
23	1472103348	フローレンスケア鎌倉	鎌倉市	岩瀬１－１３－１	工藤建設（株）	平成31年03月01日	平成31年03月01日	52	52	自・支・介	0467-42-1232		
24	－	メディホス鎌倉	鎌倉市	上町屋５２４－３	（株）メディホス	令和02年10月01日	令和02年10月01日	18	18	支・介	0467-55-5792		
25	1472103421	チャームプレミア鎌倉山	鎌倉市	鎌倉山３－２０－１	（株）チャーム・ケア・コーポレーション	令和02年10月01日	令和02年10月01日	57	68	自・支・介	0467-39-1016		
26	1472103819	花珠の家おおふな	鎌倉市	城廻２３－１	（株）日本アメニティライフ協会	令和04年05月01日	令和04年05月01日	50	50	支・介	0467-84-8840	変更	介護保険事業者番号、施設名
27	－	住宅型有料老人ホーム　ゆずの家大船	鎌倉市	大船５－９－３	（株）コミュニティーケアゆず倶楽部	令和03年01月01日	令和03年01月01日	9	9	自・支・介	0467-44-5050		
28	－	有料老人ホーム　サニーライフ鎌倉玉縄	鎌倉市	玉縄４－２－１	（株）川島コーポレーション	令和03年09月01日	令和03年09月01日	100	100	自・支・介	0467-46-3600		
29	1472103751	サニーステージ北鎌倉	鎌倉市	大船４－１７－４３	（株）小倉組	令和06年04月01日	令和06年04月01日	100	100	自・支・介	0467-44-3232		
30	1472501012	ＳＯＭＰＯケア　ラヴィーレ東逗子	逗子市	沼間３－６－１０	ＳＯＭＰＯケア（株）	平成30年07月	平成23年02月01日	53	53	支・介	046-873-4165		
31	1472501129	ベストライフ逗子	逗子市	桜山３－２３－１６	（株）ベストライフ神奈川	平成26年04月01日	令和02年09月01日	44	44	自・支・介	046-870-3051		
32	1472500931	メディカルホームグランダ逗子	逗子市	久木２－８－２５	（株）ベネッセスタイルケア	平成28年03月01日	平成28年03月01日	56	56	自・支・介	046-870-6090		
33	1472501004	ミモザ逗子桜の木苑	逗子市	逗子７－１－１０	ミモザ（株）	平成30年04月01日	平成30年04月01日	32	32	自・支・介	046-870-6610		
34	1472501046	けいすいOne ホーム ゆるりと	逗子市	桜山３－４－４５	（医）晋愛会	令和01年10月01日	令和01年10月01日	40	42	支・介	046-854-4411		
35	－	チャームスイート東逗子	逗子市	沼間２－９－５	（株）チャームケアコーポレーション	令和02年05月01日	令和02年05月01日	64	71	自・支・介	046-870-1200		
36	－	リハビリホームグランダ逗子桜山	逗子市	桜山５丁目10番32	（株）ベネッセスタイルケア	令和06年11月01日	令和06年11月01日	70	84	自・支・介	046-845-4352		
37	1472700127	介護付有料老人ホーム　油壺エデンの園	三浦市	三崎町諸磯１５００	（社福）聖隷福祉事業団	平成18年04月01日	昭和61年11月01日	424	550	自立	046-881-2150		
38	1472700465	ケアラス・コート油壺	三浦市	尾上町１８	（株）ソノラス	平成18年04月01日	平成17年03月01日	226	246	自・支・介	046-883-3800		
39	1472700341	有料老人ホーム　サニーライフ三浦	三浦市	初声町下宮田２７６４－１	（株）川島コーポレーション	平成18年04月01日	平成15年12月01日	51	53	自・支・介	046-887-3600		
40	1472701281	花珠の家みうら	三浦市	三崎町諸磯１１１２－１７	（株）日本アメニティライフ協会	令和05年03月01日	令和05年03月01日	30	30	自・支・介	046-881-0280		

神奈川県 Kanagawa Prefectural Government　防災・緊急情報　選んで探す　分類から探す

ホーム > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者 > 高齢者向け施設・住まい > 高齢者の方のための施設のご案内 > 横須賀・三浦圏域（鎌倉市、

横須賀・三浦圏域（鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

神奈川県内の有料老人ホーム一覧表及び神奈川県所管域（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市以外）の重要事項説明書は、こちらからダウンロードしてください。

重要事項説明書

※原則として、令和6年7月1日時点の重要事項説明書を掲載していますが、一部基準日が異なる施設があります。
※最新の重要事項説明書については、各施設に直接お問い合わせください。

No.	施設名	類型	所在地	設置者	重要事項説明書
1	鎌倉静山荘	介護付	鎌倉市津西1-24-15	（一財）友愛会	ファイル（PDF：626KB）
2	鎌倉山荘	介護付	鎌倉市扇ガ谷4-1-3	（株）ベネッセスタイルケア	ファイル（PDF：4,298KB）
3	花珠の家かまくら	介護付	鎌倉市梶原2-32-2	（株）日本アメニティライフ協会	ファイル（PDF：653KB）
4	グランダ深沢・鎌倉	介護付	鎌倉市寺分3-15-23	（株）ベネッセスタイルケア	ファイル（PDF：4,228KB）
5	ライフコミューン北鎌倉	介護付	鎌倉市台1595	（株）木下の介護	ファイル（PDF：679KB）

（参考）介護サービス情報の公表制度の概要

● 都道府県・指定都市は、介護サービス事業者から報告される、介護サービスの内容や事業者・施設の運営状況に関する情報のうち、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために必要な情報を公表することとされている。（介護保険法第115条の35）

1.介護サービス情報公表制度の仕組み

2.公表までのフロー

・介護サービス事業所は、介護サービスの提供を開始しようとするとき又は都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、この情報を報告することとされている。[介護保険施行令第三十七条の二の三]

3.情報公表される内容

基本情報

・事業所の内容、所在地等　・従業者に関するもの　・提供サービスの内容
・利用料等　・法人情報

運営情報

・利用者の権利擁護の取組　・相談、苦情等への対応　・安全衛生管理への体制
・サービス質の確保への取組　・外部機関等への連携　・事業運営、管理の体制
・その他（従業者の研修の受講状況等）

【参考】公表されている事業者数

・「介護サービス情報公表システム」を使ってインターネットで誰でも情報を入手できる。

・令和５年度末時点で**全国約22万か所**の事業所情報が公表されている。

※その他、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、特色など）も任意の公表が可能。

サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システムについて

国土交通省

事業者による登録にあわせ、登録情報を公開するとともに、状況把握や生活相談サービス等住宅の運営に関する情報についても公開し、居住者のニーズにあった住まいの選択を支援

■サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（H23年度～）

都道府県ごとの物件一覧

クリックすると

クリックすると

事業者の入力に基づき公開された、下記項目を閲覧可

1 入居者情報
- 入居者の要介護度・年代・男女別人数

2-1 生活支援共通サービス
- 生活支援サービス費等に含まれる基本サービス（追加費用なし）
- 状況把握、生活相談、緊急時対応
- フロントサービス、短時間家事援助等

2-2 生活支援オプションサービス
- 食事の提供（身体状況に応じた食事への対応の不可等）
- サービス費用の発生する個別生活支援サービス
（外出の介添え、家事援助、洗濯物の代行等）

3 建物の特徴

4 介護・医療サービスの利用状況等
- 入居者と直近1年間の入退去者数
- 認知症、看取りへの対応（任意）
- 医療処置を必要としている入居者に対する対応や体制、特徴（任意）
- 介護サービス利用者人数（任意）

5 事業所の運営方針を示す項目
- サ高住の運営方針、入居者の権利擁護、研修実施体制等

参照条文

有料老人ホーム

○老人福祉法（抄）

第二十九条

十一　有料老人ホームの**設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報**（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）**を**、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの**所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。**

十二　**都道府県知事は、**厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により**報告された事項を公表しなければならない**。

○老人福祉法施行規則（抄）

（有料老人ホームの設置者の報告事項）

第二十一条の二　法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの**所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。**（※）

（都道府県知事への報告）

第二十一条の三　法第二十九条第十一項の規定による**都道府県知事への報告は**、当該都道府県知事が定める方法により、**一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。**

（情報の公表）

第二十一条の四　**都道府県知事は、**法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により**報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない**。

参照条文

（※）別表（第二十一条の二関係）

一　有料老人ホームの設置者に関する事項

　設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二　当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項

　イ　施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先　　ロ　有料老人ホームの類型

　ハ　施設の竣工年月日　　ニ　当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日

　ホ　施設までの主な利用交通手段　　ヘ　居室の状況

　ト　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無

三　介護等の内容に関する事項

　イ　当該報告に係る介護等の内容等　　ロ　入居対象となる者

　ハ　当該報告に係る介護等の利用者への提供実績

　ニ　利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

四　当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項

五　施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況

六　入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況

七　身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況

八　安全管理及び衛生管理のための取組の状況

九　その他都道府県知事が必要と認める事項

サービス付き高齢者向け住宅

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）

（登録簿の閲覧）

第十条　**都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない**。

（登録事項の公示）

第十六条　**登録事業者は、**国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、**登録事項を公示しなければならない**。